

中華人民共和国による弾道ミサイル発射に関する抗議決議

去る8月4日、中国の人民解放軍は台湾周辺で重要軍事演習行動を実施し、弾道ミサイル11発を発射した。日本の排他的経済水域（EEZ）内に同軍の弾道ミサイルが落下したのは初めてで、そのうち5発がEEZ内に落下した。また、日本領土に最も近かったのはEEZ外ではあるが与那国島の北北西約80キロメートルに落下したものであった。さらに、当該軍事演習海域から波照間島までは僅か60キロメートルしか離れていないと見られ、沖縄県民をはじめ国民に大きな衝撃を与えると同時に漁業従事者が漁の自粛を余儀なくされ、経済活動にも大きな影響を及ぼしている。

中華人民共和国国防部は、米国下院議長の台湾訪問に対抗した軍事演習であり、米国と台湾の結託に対する威嚇である旨の談話を発表した。このような行動は偶発的な軍事衝突を発生させるおそれもあることから、国際社会の緊張の高まりを招くことになると沖縄県民に大きな不安を与えている。

よって、本県議会は、県民の不安除去や生命・財産と生活環境を守る立場から中華人民共和国政府に対し、沖縄近海における軍事演習は一切実施しないよう強く要求するとともに、軍事対軍事ではなく、あくまでも平和的な話し合い、外交交渉で解決するよう強く要求する。

上記のとおり決議する。

令和4年8月9日

沖 縄 県 議 会

中華人民共和国国家主席 }
中華人民共和国駐日本国特命全権大使 } 宛て